

平成 25 年 6 月 13 日

長野県知事 様

産業廃棄物減量化・適正処理実践計画書

下記のとおり、産業廃棄物減量化・適正処理実践計画書を提出します。

協定開始年度	平成 24 年度	
計画年度 (いずれか0)	当初年度分 ・ 第 2 年度分 ・ 第 3 年度分	
会社名	有限会社 山久土建	
住所	〒 3 9 1 - 0 1 0 4 長野県諏訪郡原村 5 9 6 5 番地 1	
代表者名	代表取締役 宮坂 光治 印	
業 種	製造業 ・ 建設業	
処理施設 所在地 (処理施設を有する場合)	施設名	所在地
担当部署		
担当者名	取締役 宮坂 直志	
連絡先	TEL	0 2 6 6 - 7 9 - 5 7 5 8
	FAX	0 2 6 6 - 7 9 - 6 0 8 9
	電子メールアドレス	yamakyu@kuramasa.co.jp
ホームページアドレス	http://www.kuramasa.co.jp	

1 産業廃棄物減量化・適正処理実践方針

産業廃棄物の発生抑制を最重点項目いおき、現場毎に産業廃棄物の管理目標を設定、目標達成のため施工計画の段階で策定する。

現場毎に掲示板を設定し、産業廃棄物の排出・処理状況について公表して地域住民の方々にわかりやすく知ってもらうことで、信頼の確保に努める。

2 取組み目標

* 前年度実績値については、当初年度計画の場合は申込年度の前年度4月1日から3月31日までの数値とし、第2及び第3年度計画の場合は計画年度の前年度4月1日から3月31日までの数値とする。

* 当年度目標値については、計画年度の4月1日から3月31日までに於ける数値とする。

(1) 排出抑制目標値

当年度目標値	前年度実績値	(参考) 前々年度実績値
1.00t/百万円 (排出量/完成工事高)	2.96/百万円 (排出量/完成工事高)	

* 排出抑制目標値の単位は一律に定めないので、事業者毎に目標として適切な単位を採用する。＜(例) 重量、単位面積当たり重量、単位事業費当たり重量など＞

(2) リサイクル率目標値

廃棄物の種類	当年度目標値(%)	前年度実績値(%)
コンクリート殻	100	100
アスファルト殻	100	—
木くず	90	—
全体	99	100

* リサイクル率は現地確認等で最終的なリサイクルを確認できる数字で記載する。

(3) リサイクル製品使用率目標値

製品(材料)種別	当年度目標値(%)	前年度実績値(%)
砕石	100	100
アスファルト混合物	90	—

* リサイクル製品使用率=リサイクル製品(材料)使用量/全体材料使用量(%)

3 産業廃棄物処理責任者等

職	氏名	職務内容
取締役土木部長	小澤 史明	統括管理責任者

* 必要に応じ管理体制組織図等を添付する。

4 産業廃棄物の種類、排出量、処理量、処理の方法等に関する情報公開

現場毎に設置した掲示板に産業廃棄物の書類、排出量、処理量、処理方法等を掲載している。また、当社ホームページ上の「環境への取り組み」にて、産業廃棄物処理への取り組みの頁を設けることで、情報公開を行う。

5 産業廃棄物処理施設の地域への公開、説明（処理施設を有する場合のみ）

施設の名 称	公開計画の有無	公開計画の概要又は公開計画無しの理由
	有・無	
	有・無	

6 処理を委託する処理業者（施設）の現地確認計画

区 分	廃棄物の種類	現地確認計画
中間処理場	コンクリート殻 アスファルト殻 木くず	現場毎の担当者（現場代理人・主任及び監理技術者）が毎月1回以上、処理状況の確認を行い土木部長に報告する。
最終処分場		

7 従業員教育（研修）計画

項 目	教育（研修）計画内容
社員講習会	関係協会・組合等主催の講習会に積極的に参加し、産業廃棄物処理について得た情報を当社事例と照査しながら社員教育を実施する。

8 リサイクル促進に向けた取組み（計画段階、実施段階での工夫など）

現場毎にリサイクルボックスを設置、産業廃棄物の分別を徹底し、再生利用を推進する。

施工計画段階でリサイクル製品の使用に心がける。

社内では、コピー用紙等の裏紙を利用、メール及びデータ管理が可能な書類においてはデータ化することによってペーパーレスに心がける。

9 処理を委託した廃棄物について、不法投棄・不適正処理が生じた場合の排出事業者責任の徹底

委託処理した産業廃棄物が不適正処理されたことが判明した場合は、直ちに関係機関に連絡を行うとともに、状況確認を行う。そして、関係機関との連絡を密にとりながら、原因の究明についての協力体制をとる。不適正処理された産業廃棄物の撤去や最終処分については、原因者に強く要請するが排出事業者として適切な処理を行う。

10 他の不適正処理を発見した場合の協力体制

他の不適正処理に対しても、日頃注意を払うよう全員へ喚起し、不適正処理と認められる処理現場を発見した場合には、直ちに関係機関への情報提供を行う。

11 自社処理廃棄物の管理方法（自社処理を行っている場合のみ）

12 その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項

再生品の利用など環境への負担の少ない製品を使用するよう努める。
将来廃棄された場合でもリサイクルできる製品・材料を優先し使用する。
産業廃棄物の分別を徹底して極力再生利用を推進する。
社内控え書類には裏紙を利用するなどしてペーパーレスに心がける。